

# 仕 様 書

- 1 件 名  
東京都立産業技術高等専門学校（高専品川キャンパス）及び東京都立産業技術大学院大学（品川シーサイドキャンパス）で使用する電気の需給（単価契約）（長期継続契約）
- 2 使用場所  
東京都品川区東大井一丁目10番40号、同11番13号及び18号  
東京都立産業技術高等専門学校（高専品川キャンパス）  
東京都立産業技術大学院大学（品川シーサイドキャンパス）
- 3 契約期間  
令和7年6月1日から令和8年5月31日まで（12ヶ月）
- 4 支払方法  
毎月の使用実績による継続払いとする。履行確認完了後、適正な請求書を受領した日から起算して60日以内に支払う。
- 5 仕様内容
  - (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数及び電気方式
    - ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
    - イ 供給電圧(標準電圧) : 6,600ボルト
    - ウ 計量電圧(標準電圧) : 6,600ボルト
    - エ 標準周波数 : 50ヘルツ
    - オ 電気方式 : 1回線受電
  - (2) 契約電力、予定使用電力量
    - ア 契約電力  
常時電力：1,050キロワット  
※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。
    - イ 期間予定使用電力量  
2,173,600キロワット時  
(月別の予定使用電力量は、「資料1」参照。)
  - (3) 電力量等の検針
    - ア 自動検針装置 有
    - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
    - ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付、精密級)
    - エ 検針日 毎月1回
  - (4) 需給地点  
需給場所における東京都の施設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と、地域を管轄する旧一般電気事業者の施設した終端接続部接続端子との接続点
  - (5) 電気工作物の財産分界点  
需給場所における東京都の施設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と、地域を管轄する旧一般電気事業者の施設した終端接続部接続端子との接続点

- (6) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ。
- (7) 燃料費調整等  
燃料費等の変動及び力率の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途協議のうえ、価格の改定を行うものとする。ただし、地域を管轄する旧一般電気事業者が公表する最新の燃料費調整額及び力率による割引率を超えない範囲で協議に応じるものとする。
- (8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用により、その単価が発生する場合は、別途協議のうえ、価格の改定を行うものとする。ただし、地域を管轄する一般電気事業者が公表する最新の当該単価を超えない範囲で協議に応じるものとする。
- (9) その他  
ア 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しており、使用期間中は力率 100%を保持する予定である。  
イ 東京都環境局が所管する「地球温暖化対策計画制度」に基づく取組の実施及び監督諸官庁（経済産業省、文部科学省）のアンケート調査依頼等にあたって、二酸化炭素排出係数及び再生可能エネルギーの導入率、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の電力係数の実績値などの報告を求められた場合は、これらを提出すること。  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様に定めのないその他の供給条件については当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (10) 電力需給状況について  
ア 過去の電力需給状況  
詳細は、「資料2」のとおり。  
イ 各月の力率の推移  
力率は、100%で推移している。

**【担当】**

東京都公立大学法人  
東京都立産業技術高等専門学校管理部  
高専品川キャンパス管理課 会計係  
電話 03-3471-6331 内線 2125

令和7年度高専品川キャンパス及び産技大品川シーサイドキャンパス  
月別予定使用電力量一覧表

年 月	予定使用電力量 (kWh)	季節別使用量内訳		推定最大需要電 力(kW)	力率(%)
		夏季 (kWh)	その他季 (kWh)		
令和7年6月	180,700		180,700	679	100
令和7年7月	250,800	250,800		835	100
令和7年8月	241,000	241,000		842	100
令和7年9月	204,500	204,500		730	100
令和7年10月	167,900		167,900	629	100
令和7年11月	156,100		156,100	530	100
令和7年12月	173,400		173,400	598	100
令和8年1月	182,800		182,800	682	100
令和8年2月	170,400		170,400	646	100
令和8年3月	160,500		160,500	490	100
令和8年4月	136,900		136,900	518	100
令和8年5月	148,600		148,600	497	100
合計	2,173,600	696,300	1,477,300	—	—

●使用電力量内訳区分について

1. 季節区分について

(1)夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2)「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

